

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針
－ 戦略的人材配置の実現に向けて －

平成 26 年 7 月 25 日
閣 議 決 定
令和 6 年 6 月 28 日
一 部 変 更

国家公務員の総人件費に関する基本方針（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を以下のとおり定める。

内閣人事局は、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対処できるよう、この方針の下、毎年度の機構・定員管理において、各年度に策定する人件費予算の配分の方針で示す内閣としての重点分野に沿って審査を行い、府省の枠を超えた戦略的な機構・定員配置を推進する。

1. 機構管理の方針

国の行政機関の機構管理については、基本方針で示された、行政ニーズの変化に的確に対応する簡素で効率的な行政組織の確立を推進するため、以下の方針に沿って行うものとする。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。
- ② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。内閣官房については、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であることに鑑み、その機構の新設・再編に当たっては、政策の重要度等を踏まえ、府省の枠を超えた柔軟な機構管理を行う。
- ③ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、毎年度の機構要求・審査手続によることなく、年度途中の機構要求・審査を行う等機動的・弾力的な機構管理を行う。
- ④ ③のほか、内閣の喫緊かつ重要な課題に対応するため、必要に応じて設置される内閣審議官等について、より柔軟に活用できるようにするものとする。

2. 定員管理の方針

各府省の国家公務員の定員管理については、基本方針に基づき、府省の枠にとられない定員の再配置を的確に実施し、国の行政が適切に運営されるよう、以下の方針に沿って行うものとする。

(1) 計画期間中の定員管理

- ① 各府省は、国家公務員の人材確保がますます困難となると見込まれる中、早い段階からこうした状況への対応に取り組み、行政サービスを確実に持続できるようにする必要がある。

このため、各府省は、令和7年度以降、5年ごとに基準年度を設定して、行政需要や採用・欠員の動向を踏まえつつ、既存の業務や体制の見直しを計画的に行い、府省全体で、対基準年度末定員比で5年間で5%（年平均1%）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員配置・人材確保の状況等も踏まえ、5年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。

- ② 各府省は、国家公務員の人材確保が困難化する中で行政サービスを持続させるため、行政のデジタル・トランスフォーメーション（行政DX）に取り組む。

内閣人事局は、デジタル庁の協力を得て、効果的な行政DXの実現に向けて、定員面から必要な後押しを行う。中期的な行政DXで特に効果が高い取組を行う場合には、内閣人事局の定めるところにより、その省力化等の効果が発現するまで、①の合理化目標数の一部を猶予する。

- ③ 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進するとともに、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととする。増員要求に当たっては、基準年度末定員（時限定員を除く）の一定割合を増員要求数の上限とすることを基本とし、合理化目標数を超える合理化を行う場合には、追加的な合理化数の一定割合を増員要求数に追加できることとする。

- ④ 上記の取組により、令和11年度末までの間に、社会経済情勢の変化等に応じて生じる行政需要に適切に対処しつつ、デジタルの力をいかして、人手不足が深刻化する中、現在の国家公務員の定員を増やさずに行政サービスを持続できる環境を整備する。

(2) 各年度の定員管理

- ① 内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、必要な場合には、行政の重要課題を担う業務について定員の合理化

数を上回る増員を行う等、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員管理を行う。

- ② 内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。
- ③ 各府省は、行政の重要課題への対応や業務の遂行上職員不足が課題となっている場合等に充てられる人的リソースを確保するため、デジタル化の推進、総務・経理等の管理部門の共通化等の業務改革に取り組むこととし、あわせて、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不断に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。
- ④ 年度途中に顕在化した課題に対して緊急に体制を整備する必要がある場合や社会経済情勢の変化等に応じて生じる行政需要に対処する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

(3) 人事管理上の課題等への対応

各府省は、個々の現場や職種ごとの業務の状況、育児・介護等の事情によりフルタイムで勤務することができない職員が増えている状況等に応じたきめ細かな人員配置、長時間労働の是正のための勤務時間管理と業務見直し・効率化等に取り組むこととし、内閣人事局は、産休・介護休暇等の代替要員の確保、突発事案への対応の際の長時間労働の抑止等、人事管理上必要となる場合に定員の措置を適切に行う。

3. その他

- ① 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。
- ② 内閣人事局は、定員要求・審査事務の効率化を始めとして、各府省の事務負担の軽減に努めるものとする。
- ③ 各府省は、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに内閣人事局に報告するものとする。
- ④ 公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。